

熊谷市監査委員公告第2号

令和5年度建設部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年2月14日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和 5 年度建設部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 道路占用料及び公共物使用料の取扱いについて 【管理課】</p> <p>① 納付の時期について、前納されていなかったため、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第 4 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>② 納期限について、調定の日から 20 日以内になっていなかったため、熊谷市会計事務規則第 21 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>③ 納期限を過ぎた債権について、納期限後 20 日以内に督促状を送付していなかったため、熊谷市会計事務規則第 23 条及び熊谷市税外収入金の督促等に関する条例第 2 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(2) 市営住宅電柱等使用料の納期限について、調定の日から 20 日以内になっていなかったため、熊谷市会計事務規則第 21 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【営繕課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>指摘事項なし。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 道路占用料及び公共物使用料の取扱いについて 【管理課】</p> <p>① 熊谷市行政財産の使用料に関する条例第 4 条に基づき、令和 6 年度から適正な事務処理に改める。</p> <p>② 熊谷市会計事務規則第 21 条に基づき、適正な事務処理に改めた。</p> <p>③ 熊谷市会計事務規則第 23 条及び熊谷市税外収入金の督促等に関する条例第 2 条に基づき、適正な事務処理に改めた。</p> <p>(2) 市営住宅電柱等使用料の納期限を調定の日から 20 日以内に改め、今後は熊谷市会計事務規則に基づき、適正な事務処理に努めていく。 【営繕課】</p>

<p>3 契約事務</p> <p>(1) 道路植栽管理業務委託について、特記仕様書に定められた提出書類が提出されていなかったため、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、契約方法については、契約の競争性、公正性、透明性等の確保を図り適正に執行すべきである。【維持課】</p> <p>(2) 流域貯留浸透施設清掃業務委託について、1者見積で不落随意契約されていたため、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条の3に基づき適正な事務処理を行うべきである。【河川課】</p> <p>(3) 市営住宅管理業務委託について、「熊谷市営住宅等の管理代行に関する基本協定書」第10条に規定された決算書が提出されていなかったため、適正な履行確認を行うべきである。【営繕課】</p> <p>4 負担金 指摘事項なし。</p> <p>5 工事 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理 すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたため、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【管理課、営繕課】</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約関係書類に基づき、適正な事務処理を行うよう改めた。また、契約方法については、見直しを行い、競争性、公正性、透明性等を確保するよう努めていく。【維持課】</p> <p>(2) 「熊谷市契約規則」の内容を、課内で再確認を行った。また、適正な事務処理を行うため、常に最新の熊谷市契約規則を確認しながら事務処理を行うよう徹底した。【河川課】</p> <p>(3) 「熊谷市営住宅等の管理代行に関する基本協定書」を係内で再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。また、管理代行委託業者に対し、決算書を提出させ、協定書に基づいた適正な事務処理を徹底するよう指導した。【営繕課】</p> <p>6 財産管理 廃棄済みの備品について、備品台帳から抹消登録を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を徹底する。【管理課、営繕課】</p>
---	---